

令和3年度 国保事業費納付金の確定係数による算定結果について

I. 国保事業費納付金の算定について

県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

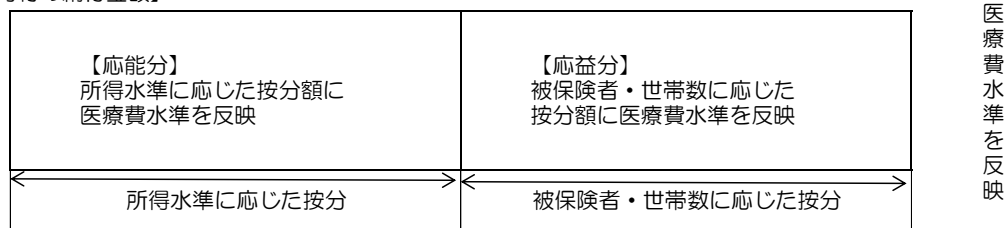
- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映

※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる

【市町村の納付金額】



II 令和3年度国保事業費納付金の確定係数による算定結果について【県通知より抜粋】

【参照通知】

- ◆ 「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」の改定について(令和2年5月8日付け厚生労働省保険局長通知別添1)
- ◆ 「令和3年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知)」(令和2年12月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

1 前提条件

- (1) 令和3年度予算ベースで算定
- (2) 平成30年度からの追加公費については1770億円を算定に反映
- (3) 仮係数による試算において前年度から横置きされた国係数については、国予算案を反映させた確定係数に基づき算定
- (4) これまでの幹事会等により以下の①～⑥については、納付金及び標準保険料率の算定に反映
 - ① 一人当たり医療費は「令和元年度一人当たり医療費×平成29年～令和元年度の伸び率」で推計。ただし70歳以上一般所得者は団塊の世代が72～74歳になり医療費が増加する可能性があり、より直近の傾向を反映させるため、「令和元年度一人当たり医療費×平成30年～令和元年度の伸び率の2乗」で推計。令和3年予定の薬価改定は反映していない。
 - ② 単年度平均伸び率2.50%以上は激変緩和措置を実施
 - ③ 都道府県の予備費として約8.1億円計上
 - ④ 各市町村から報告されたその他の収入・その他の支出を反映
 - ⑤ 保険者努力支援制度・国の特別調整交付金・県2号繰入金は現時点で見込めるものを反映
 - ⑥ 地方単独事業の減額調整分を各市町村の納付金への上乗せ

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A' 令和3年度確定係数
算定による納付額

(円)

飯山市	医療分	359,754,344
	支援金等分	129,515,487
	介護分	46,036,714
	合計	535,306,545
長野県全体		51,368,231,975

B 令和2年度確定係数
算定による納付額

(円)

飯山市	医療分	360,593,430
	支援金等分	132,505,726
	介護分	48,255,991
	合計	541,355,147
長野県全体		50,999,391,604

A' - B

(円)

-839,086
-2,990,239
-2,219,277
-6,048,602
368,840,371

◆ 令和2年度確定係数算定からは、長野県全体では約3億円増加し、飯山市においては、約604万円の減少となっている。

2 算定結果の留意事項

(1) 令和2年度と比較して県全体の納付金額が増加した主な理由

県全体の納付金額が昨年の確定係数から約3億円増加。

【納付金額減少の主な要因】

- ① 保険給付費が増加する見込みであること(前年比+約53億円)
- ② R元決算繰越金等を納付金総額の減算に活用したこと

(2) 令和2年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由

(1)のとおり、令和元年度と比較して県全体の納付金額が増加しているが、市町村ごとの納付金額の増減の理由としては、主に以下の要因が考えられる。

- ① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響
- ② 医療費水準の影響

※飯山市においては、①、②の数値において、昨年数値より低い数値で算定されている。